

「桜井市飲食店等感染症対策応援助成金」交付事業について

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、変異株による感染リスクが高まっている中、業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく飲食店等の感染防止対策を推進するため、新しい生活様式に対応する市内飲食事業者等に対し、助成金とステッカーを交付する事業を行います。

記

対 象 者	食品衛生法に基づく『飲食店営業許可』または『喫茶店営業許可』を受け、市が指定する感染防止対策を実践している市内の飲食事業者等（客の注文に応じて調理した料理や飲料をその場で飲食させる事業所（店舗）及び、主としてカラオケ等により遊興飲食させる事業所（店舗））※店舗内に飲食スペースがある場合に限る
対象外事業所	<ul style="list-style-type: none">・コンビニエンスストア、スーパーマーケット、キッチンカー、屋台・特定の利用者のみ利用に供する施設（社員食堂、学生食堂、介護サービス事業所の食堂など）・ホテル、旅館は原則対象外（但し、宿泊客限定ではなく飲食のみ利用者にも飲食物を提供するスペースを常設している場合は対象）
応 援 助 成 金	1事業所（店舗）あたり 10 万円
交 付 物 品	感染防止対策実践中ステッカー 1 枚
申 請 受 付 期 間	令和 3 年 5 月 20 日から令和 3 年 7 月 30 日
必 要 な 対 策	<p><u>以下の全ての対策が必要です。</u></p> <p>【密にならないための客席の工夫】 座席間・テーブル間の距離を 1 m 以上確保もしくは、アクリル板・パーテーション等を設置する</p> <p>【来客者や従業員への消毒等の対策の徹底】 ・店内入り口に消毒設備を設置し来店時の手指消毒を徹底する ・飲食時以外はマスク着用を周知するとともに定期的に手洗い・手指消毒を実施する</p> <p>【店内の換気の徹底】 換気設備による適正換気もしくは、定期的な窓の開放による換気</p> <p>【店内の消毒の徹底】 客が入れ替わる都度テーブル・カウンターの消毒を行う</p> <p>※事業者からの申請を受け付け次第、順次市職員による現地確認の上、適切に対策を講じている事業者に対し応援助成金とステッカーを交付します。</p>
事 業 費	20,085,000 円 (財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 助成金 100,000 円×200 事業所 ステッカー 220 円×200 枚 郵送料 (84 円+120 円) ×200 通